

議案第94号

鳥取中部ふるさと広域連合旧伝染病隔離病舎の財産を処分する協
議について

次のとおり伝染病予防法(明治30年法律第36号)の廃止に伴う鳥取中部ふるさと広域連合旧伝染病隔離病舎の財産を処分する協議をすることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年12月19日

三朝町長 吉田 秀光

平成12年12月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

鳥取中部ふるさと広域連合旧伝染病隔離病舎の財産処分に関する協議書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の13において準用する同法第289条の規定により、伝染病予防法(明治30年法律第36号)の廃止に伴う財産処分を次のように定める。

財産の種類	土地(宅地)
所在地	鳥取県倉吉市東昭和町152番2
面積	1,121.02㎡
譲渡価額	79,600,000円
譲渡先	鳥取県 鳥取県営病院事業管理者 岡本 範道
譲渡金の使途	鳥取中部ふるさと広域連合に帰属する。